平成 27 年度 第3回車両安全対策検討会
平成 28 年3月 17 日

安全－資料３－２

2-1.歩行者脚部保護に関する基準(UN-R127 関係)

- 適用範囲

　〇乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車（※１）

　※１　運転者席の着席基準点が前車軸中心線から後方に 1.1m より後方に位置するものに限る。

- 改正概要

　〇　近年、車両デザインの変更等に伴って歩行者脚部保護試験の試験エリアが必ずしも適切に対応しないケースがあることから「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」に定める試験範囲が以下の通り改正されたことに伴い、歩行者脚部保護の試験範囲について、下記 2 つの範囲のうち広い方を試験範囲とします。

（新たな試験範囲）

①バンパーコーナーから 42mm 内側のエリア

②バンパービーム（車体の前部を保護する構造体）から 42mm 内側のエリア

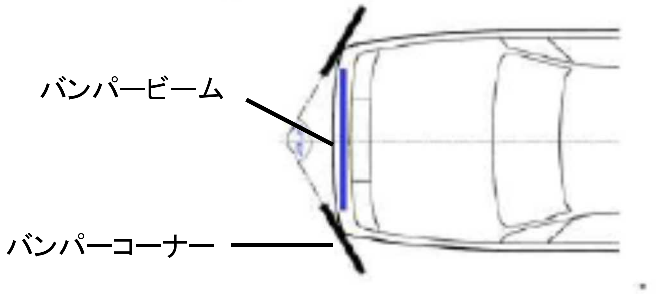

- 改正時期(予定)

平成 28 年6月

- 適用時期(予定)

新型車：平成 30 年１月